

都市計画法に基づく横浜市開発審査会提案基準の 一部改定について

1 趣 旨

「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「横浜市開発審査会提案基準（以下「提案基準」という。）」について、法の趣旨を踏まえ、関係法令の改正への対応を行うため、次のとおり改定しました。

2 改定の概要（施行日：平成 27 年 6 月 22 日）

市街化調整区域における提案基準（新旧対照 1 ページ～2 ページ）

提案基準第 20 号、第 27 号及び第 29 号

平成 26 年 6 月 4 日の建築基準法の改正により、建築物の地階部分における容積緩和の対象として、「老人ホーム等」が追加されたことに伴い、斜面地において地階部分を利用した高層の老人ホーム等の建設を規制し、周辺の住環境との調和を図るため、提案基準を改定します。

宅地造成等規制法に基づく 用語の定義に関する基準の一部改定について

1 趣 旨

「宅地造成の手引」に掲載をしています「用語の定義」について、法の趣旨を踏まえ、次のとおり一部改定しました。

2 改定の概要

用語の定義に関する基準（新旧対照 3 ページ）

崖及び崖面の定義を整理しました。